

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 1 月 31 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 天野 雅樹

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	1 水道料金の改定について
町長は、令和 5 年 11 月に執り行われた町長選挙において「すぐやる 5 大事業」の一番目に水道代を値下げしますと公約に掲げ当選されました。 県内一高い水道代にいよいよメスを入れます。湯河原町との契約見直し、大猿山系統の活用、県営水道との連携、手を尽くし最低でも基本料金は値下げしますと令和 5 年 10 月 23 日発行された討議資料の「まなづくるタイムス」でも町民に向けて大々的に訴えています。 県内でも最も高い水道代を値下げするとの公約に多くの町民が賛同し、水道代を値下げするという公約を信じ、期待して投票した町民も数多くいたと思います。町報やメディアなどでは、「基本料金を下げる」という公約は達成したと成果があったかのように発言されていましたが、1 月 19 日に行われた町民説明会では一転、「まだ道半ばではあるが値上げという案を出したことを心よりお詫びを申し上げたい」と陳謝されました。 水道代値上げの要因として老朽化した水道管の更新率の低さ、水道企業会計の赤字転落、人員不足を挙げています。そこで以下の事について質問します。 ・湯河原町との契約見直しに向けての対策 ・大猿山系統の活用は推進するのか。するのであればその計画は ・県営水道との連携を推進するのか。するのであればその計画は	

・ 今後の施設整備計画をどのように推進していきますか

・ 老朽化した水道管の更新敷設計画をどのように推進していきますか

・ 水道事業会計の健全化計画をどのように推進していきますか

・ 以上の計画に伴う予算をどのように施策していきますか。

・ 残りの任期で水道代の値下げは実現可能ですか。

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田 知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	1 急傾斜地等の危険地区の対策について
昨今、スコールのような大雨が多発するようになり、暴風雨による被害がでています。町内でも土砂崩れや倒木が発生しています。 特に急傾斜地の多い真鶴町にとっては、これらの被害を未然に防止するための対策が急務と思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。 (1) 急傾斜地の対策について伺います。現在の急傾斜地の対策の進み具合について教えてください。 (2) 倒木対策について伺います。私事になりますが、今年1月16日に家の近所で倒木がありました。ちょうど妻が犬の散歩をしていて、木が裂ける音が真上から聞こえてあわてて逃げたら、すぐ真後ろに木が倒れてきたそうです。間一髪で避けることができたそうですが、直撃していたら即死は免れなかったことでしょうか。何年も前からこの場所の倒木しやすい木が何本もあるので、対策をしてほしいと私の方からも近所に住む方からも町の担当課の方に指摘してきた場所です。民有地の関係で町が直接対応できないということで、一向に解決に向かわない案件です。住民の生命が脅威にさらされている状況が続いています。町長はどのように考えますでしょうか。	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田 知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長・教育長
---------	--------

表 題	2 風外慧薫の来町 4 0 0 周年について
1627年もしくは1628年に禅画の祖と言われる僧侶の風外慧薫が真鶴町にやってきました。まもなく400周年の節目を迎えます。真鶴町の皆様も知っ ての通り、真鶴町にゆかりのある僧侶です。 (1) 節目である400周年に合わせて、町は何か企画しているでしょうか。 2018年には生誕450周年記念に合わせて群馬県安中市の学習の森ふるさと 学習館と小田原市郷土文化館松永記念館で風外慧薫の絵画展が開催され、 2019年には真鶴町でも中川一政美術館において「中川一政と禅～真鶴の奇 僧 風外慧薫とともに～」が開催されました。 (2) 旧風外堂の現状について教えてください。 2024年に廃止することが決まった旧風外堂ですが、現状は廃止された時 のままの状況です。400周年の節目を迎えるにあたり、このままの現状でよ いものでしょうか。	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田 知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	3 お林展望公園の利用について
パークゴルフ場を閉鎖されると聞きました。 閉鎖の決断をされた経緯を教えてください。 また、閉鎖後のお林展望公園の活用方法を教えてください。	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	1 真鶴町における水道事業の将来像と受益者負担の公平性について
昨今、自治体における水道事業の経営状態においては、その規模の大小を問わず厳しい状況にあることが各種調査研究で指摘されています。 その中で、真鶴町においては神奈川県下において比較的高価格の水道料金を徴収しているにもかかわらず管路の耐震化率の低さ、慢性的な赤字体質などの現状に加えてそもそも水源に乏しい点などから、他の水道事業体よりも取分け厳しい状況にあることと考えられます。 今後も町民の方に対し、重要なライフラインである水道の供給を安定的に行うためにも中長期における将来像の設計、また受益者負担の公平性の確保は重要と考えます。 そこで、以下を問います。 ・ 真鶴町における水道の将来像について、単独の自治体で事業を行う考えか、それとも広域化を進めようと考えているのか。 ・ 安定的に水道事業を行う上で給水人口減少などの全自治体が抱える課題以外に、真鶴町が直面する課題は何と考えるか。 ・ 水道料金について、基本料金と従量料金に対し、実際の送水に係る経費や管路、設備の維持にかかる費用、固定費などがどの程度の割合で割り振られているか。	

・ 現在の料金体系において、受益者負担の公平性をどのように考えて反映されているのか。取分け、集合住宅において料金が高くなること、13mmと20mmにおける料金格差が口径別料金体系を敷く他自治体などの事業体に比べ格差が大きいことについて、町はどう考えているか。

・ 今回、検討している料金改定以降、近い将来再度の料金改定を考えているか。

・ 公営企業という性質上、水道にまつわるさまざまな事務について上下水道課が単独で行うことが望ましい反面、人手不足により十分な事務執行体制を確保が困難な場合、広報業務や料金体系における調査・研究の主体などを執行部の他部署が主体的に行う考えはあるか。

以上。

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	2 真鶴町の対事業毎における人時工数等評価指標の有無について
-----	--------------------------------

真鶴町において、ひとつの事業に対しどれだけの人件費がかかったか、またはどれだけの人手（時間単位、一般的に人時工数と呼ばれるもの）を使ったかについて、評価できる指標があるのかないのか、簡潔にお答えください。

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 山崎 佳奈

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	1 小学校跡地利用と幼稚園について
小学校跡地利用と幼稚園について ① 「真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画（案）」にある小学校跡地利用の提言について、町長のお考えを聞かせてください。 ② 小学校校舎、中学校校舎と同様に幼稚園園舎も老朽化が進行していて 2030 年代後半には更新時期を迎え待ったなしの状況です。小学校跡地の複合施設に幼稚園を併設する場合、建設費用、その財源をどこから調達するのか、建設時期などの見通しを教えてください。	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 山崎 佳奈

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	2 情報共有・公開の効果的手段について
情報共有・公開の効果的手段について 真鶴町で行われているイベントは、小さきまざま、とても魅力的なものばかりですが、事前に知ることができず残念なことが多いと聞きます。 個々に発信していても、そもそも繋がっていなければその情報は伝わりません。また町の魅力をさらに積極的に発信していくことも重要と感じています。このことに対してどのように考えていますか。また、計画していることがあれば教えてください。	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 山崎 佳奈

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	3 子育て世代の移住促進について
子育て世代の移住促進について これまでの取り組みにより子育て世代の移住や2拠点居住の方が増えてきていますが、まだ伸び代があるように思います。住まい、働く場所、子育て支援など新たな計画がありましたら、教えてください。	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和7年2月3日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 黒岩 範子

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	1 公共施設等総合管理計画の改定作業について
9月定例会の一般質問の回答で「公共施設等総合管理計画の改定作業に着手し、2024年度末を目途に計画素案を策定」としてありますが、進捗状況はどうなっていますか。役場移転等については具体的にどうなっていますか。	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 2 月 3 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 黒岩 範子

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	2 水道料金の改定案について
水道料の改定案について伺います。 (1) 基本水量制を撤廃し、基本料金と従量料金とする根拠、考え方を説明してください。 (2) 激変緩和措置の検討はされましたか。 (3) 料金収入額について、4 1 0 0 万円の増収を見込んでおり、決算上の赤字である欠損金を解消し、かつ今後の管路や設備の更新費用を確保することもできる改定料金となるとしています。改定案の料金収入総額、決算上の赤字である欠損金の額、単年度の増収額を明示してください。 (4) 当町の管路経年化比率や管路更新比率を見ても老朽化の状況は厳しいが、料金見直しによって実現しようとする更新、耐震化等をどう進めていくか、考え方を示してください。 (5) 湯河原町からの水購入について、実態に合わせた水量に近づけるための交渉についての考え方を示してください。	